



<p>する法律第二十二條第三項（乗継円滑化実施計画の認定）（同條第七項において準用する場合を含む。）の規定による乗継円滑化実施計画の認定若しくは同法第三十條第七項において準用する同條第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第十一條第四項（特定事業計画の認定）（同條第六項において準用する場合を含む。）の規定による特定事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第十一條第一項（貨物自動車運送事業法の特例）又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十二條の四第一項若しくは第二項（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四條第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一條第一項（資源生産性革新計画の認定）の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二條第一項（資源生産性革新計画の変更等）の規定による資源生産性革新計画の変更の認定は当該許可とみなす。</p>	<p>(一) (略)</p> <p>(二) 道路運送法第十五條第一項（事業計画の変更）の規定による事業計画の変更の認可</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (一)ロに掲げる許可（政令で定めるものを除く。ハにおいて同じ。）を受けている者が道路運</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>
--	---	-----------------------

<p>よる新地域旅客運送事業計画の変更の認定は当該事業計画の変更の認可と、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第十一條第一項（貨物自動車運送事業法の特例）又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十二條の四第一項若しくは第二項（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四條第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一條第一項（資源生産性革新計画の認定）の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二條第一項（資源生産性革新計画の変更等）の規定による資源生産性革新計画の変更の認定は当該許可とみなす。</p>	<p>(一) (略)</p> <p>(二) 道路運送法第十五條第一項（事業計画の変更）の規定による事業計画の変更の認可</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (一)ロに掲げる許可（政令で定めるものを除く。）を受けている者が道路運送法第五條第一項</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>
--	---	-----------------------

百二十五の二～百五十九 (略)	<p>送法第五条第一項第三号の営業区域を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの</p> <p>ハ (一)ロに掲げる許可を受けている者が特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第二条第五項(定義)に規定する特定地域内の営業所に配置する事業用自動車(道路運送法第二条第八項(定義)に規定する事業用自動車をいう。)の合計数を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの</p> <p>(三) (五) (略)</p>	認可件数	一件につき五千円
	(略)		
	(略)		
百二十五の二～百五十九 (略)	<p>第三号の営業区域を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの</p> <p>(三) (五) (略)</p>		
	(略)		
	(略)		

(注) 登録免許税法の下段(現行欄)は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)により改正された後の条項を掲げたものである。